

# 地域自立支援協議会

平成20年7月



厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

# 相談支援事業の現状

一般的な相談支援

## 障害者相談支援事業

- 一般的な相談支援（情報提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等）

【財源】 交付税

### 機能強化

- 市町村相談支援機能強化事業（専門職員の配置等）
- 成年後見制度利用事業
- 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【財源】 地域生活支援事業費補助金

国1/2、県1/4、市町村1/4

- 相談支援充実・強化事業  
（家庭訪問等）

【財源】 基金事業

（市町村／相談支援事業者に委託可）

（広域的・専門的な支援）

都道府県

サービス利用計画

## サービス利用計画費の支給 （指定相談支援事業者）

- サービス利用のあっせん・調整

【財源】 自立支援給付

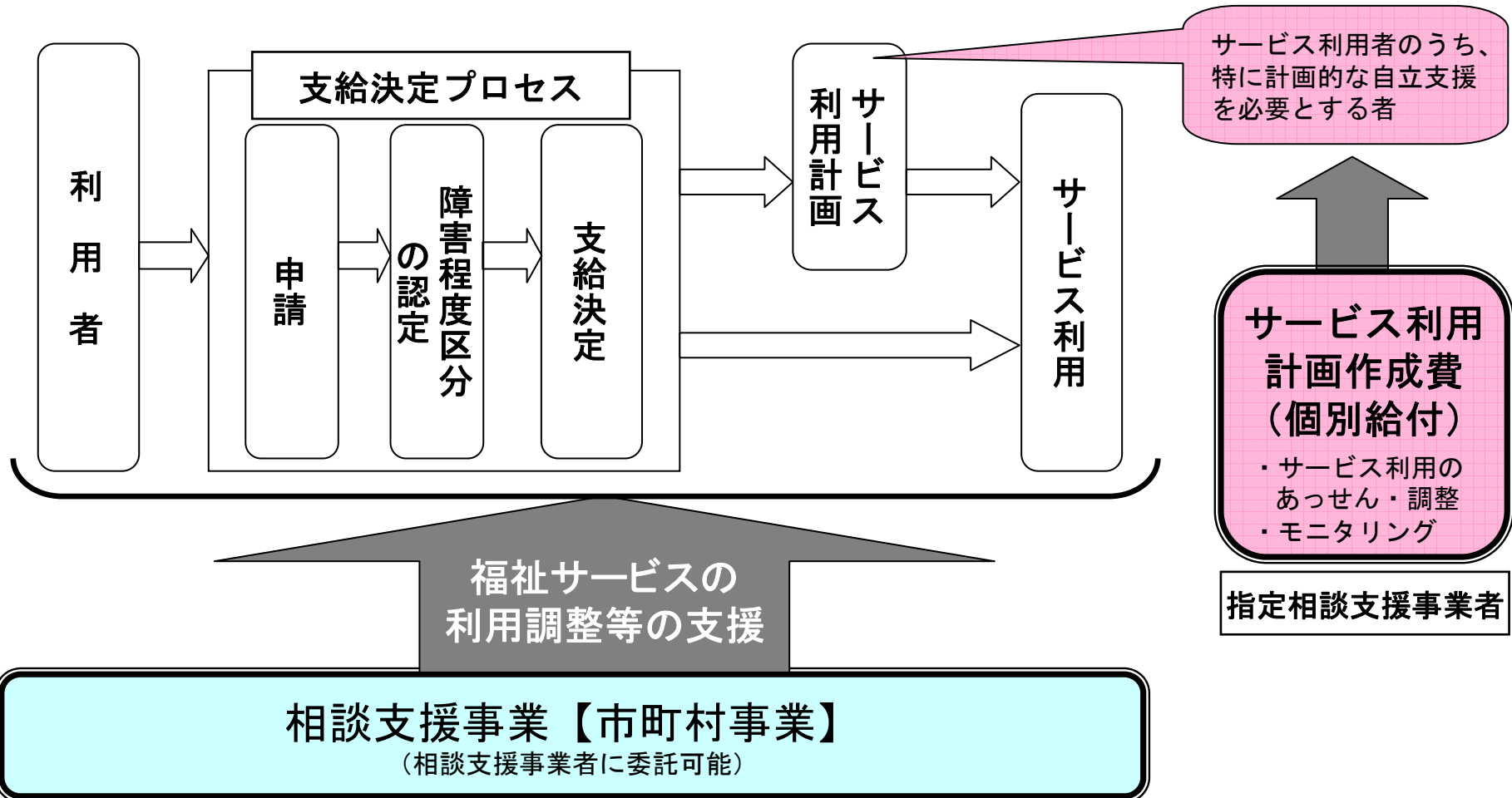
国1/2、県1/4、市町村1/4

※サービス利用計画作成費の対象者は特に計画的な自立支援を必要とする者に限定

- ①施設退所等に伴い集中的に支援が必要
- ②単身世帯
- ③重度障害者

# (1) 相談支援事業とサービス利用について

- 障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を導入。
- (1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の事業として相談支援事業を位置付けた（相談支援事業者に委託可）。
  - (2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



## (2) 地域自立支援協議会について

### 【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。[交付税]

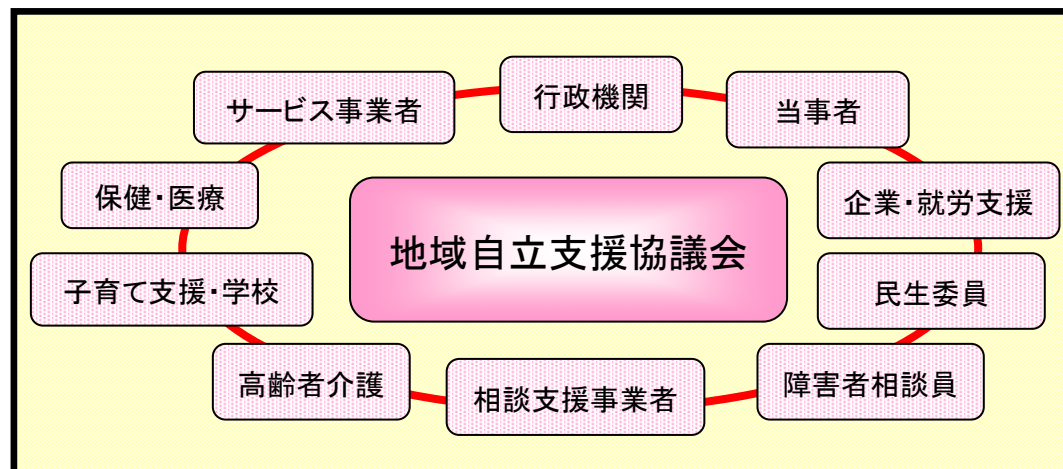
### 【実施主体】

市町村（①複数市町村による共同実施可 ②運営を指定相談支援事業者に委託可）

### 【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 地域の社会資源の開発、改善

※ 都道府県においても、都道府県全体のシステムづくり等のため、自立支援協議会を設置。



### (3) 相談支援事業の実施状況について

#### 1 市町村相談支援の実施状況 (19年4月1日現在)

①実施主体	市町村直営	25%	委託	58%	直営+委託	17%
②市町村相談支援実施強化事業	実施	35%	実施予定	8%	未実施	57%
成年後見制度利用支援事業	実施	28%	実施予定	11%	未実施	61%
居住サポート事業	実施	12%	実施予定	6%	未実施	82%

#### 2 都道府県自立支援協議会の設置箇所数 (20年5月20日現在)

45ヶ所/47都道府県 = 95.7%

#### 3 地域自立支援協議会の設置箇所数 (19年12月1日現在)

904ヶ所/1,821市町村 = 49.6%

#### 4 指定相談支援事業者数 (19年4月1日現在)

2,523事業者

#### 5 サービス利用計画作成費の支給決定者数 (19年4月1日現在)

1,429人

# 重点施策実施5か年計画

～障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い  
共に生きる社会へのさらなる取組～

平成19年12月25日 障害者施策推進本部決定(抄)

## I 重点的に実施する施策及びその達成目標

### 2 生活支援

#### ○地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実

- ア ライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用援助や当事者による相互支援(ピアカウンセリング)、権利擁護のために必要な援助等を提供する体制の充実のために、地域自立支援協議会を中心とした障害者の地域生活を支えるネットワークを構築する。
- イ 国立専門機関等において、地域で生活する障害者や支援者が、障害の特性に応じた支援方法などについて、より高度な専門的・技術的支援を受けることができる体制を整備する。

(数値目標・達成期間)

○地域自立支援協議会の設置市町村数

700市町村〔19年〕→全市町村〔24年〕

## 障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

### 障害者相談支援事業に係る課題等の主な意見

#### 【相談支援体制について】

○ 指定相談支援事業所が不足している。3障害全てに対応できる相談支援事業所がない。

#### 【相談支援従事者の専門性について】

○ 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。

#### 【財源の確保について】

○ 相談支援事業の財源が交付税での措置であり、自治体での財源確保が困難。

#### 【市町村相談支援機能強化事業の実施について】

○ 市町村単独での実施は困難。

○ 専門職員の人材の確保が困難である。

#### 【居住サポート事業の実施方法等について】

○ 居住サポート事業の成功事例等の情報が少ない。居住サポート事業の具体的な実施方法がわからない。

○ 24時間支援体制を整備することが困難である。(委託できる事業者がない。)

○ 障害者向けの住宅(バリアフリーなど)の確保自体が課題となっている。

#### 【その他】

○ 相談支援事業が軌道に乗っておらず、相談件数が少ない。

○ 相談支援従事者の専門的な知識が不足している。(スキルアップが必要)

○ 市町村単独での実施は難しく、近隣市町村との連携が必要であると考えている。

○ 社会資源の不足、創出の難しさから相談を受けても状況が進展しないことが多い。

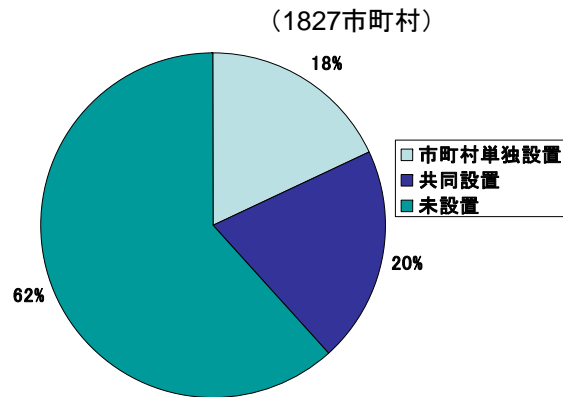
○ 広報等を通じて相談支援体制について周知しているが、なかなか認知されない。

○ 発達障害などに対する支援について、いかに対応していくかが課題である。

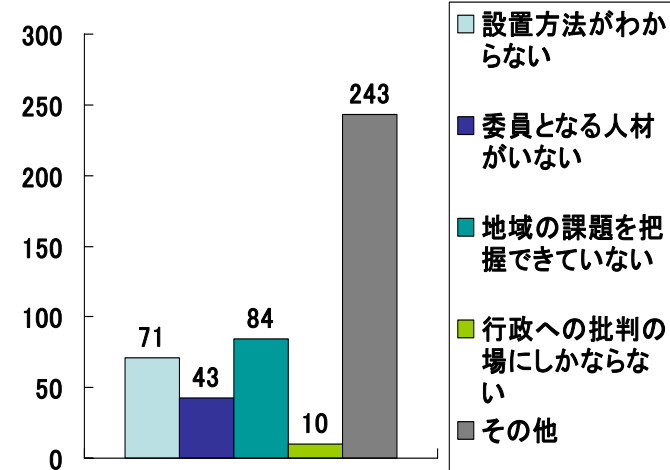
○ 個人情報保護との関係でどこまでの情報を提供・共有化していくのが課題である。

## 障害者相談支援事業の実施状況等調査の概要(平成19年)

### 地域自立支援協議会の設置状況



### 地域自立支援協議会未設置の理由



### 地域自立支援協議会に係る課題等の主な意見

#### 【地域自立支援協議会の設置について】

- 相談支援体制が整備されていない中で、地域自立支援協議会を設置することは困難。
- 障害者施策推進会議等の既存の協議会との棲み分けが課題。
- 協議会の必要性が不明。
- 協議会設立の法的根拠が曖昧なため、現状のままでは設置困難。
- 社会資源の少ない小規模自治体では、地域自立支援協議会が行政への批判の場となることが想定される。
- 地域自立支援協議会の単独設置は困難であるので広域設置が望ましいと考えている。(調整が困難との意見も)
- 地域自立支援協議会の具体的な設置方法、運営方法のイメージが湧かない。
- 相談支援事業者の評価方法が確立されていない。



# 相談支援事業の現状及び課題について

## 現状

## 課題

### 相談支援体制

- ・人材の確保が困難
- ・相談支援体制が不十分で自立に必要な情報と支援が届いていない
- ・入所入院から地域生活に移行する取り組みが不十分
- ・事業の具体的実施方法が不明

※市町村相談支援機能強化事業の実施率:35%  
居住サポート事業の実施率:12% (H19年4月1日現在)

- ・人材の養成とスキルアップ
- ・自宅訪問などによるきめ細やかな相談支援の実施
- ・居住サポート等の強化
- ・相談支援マニュアルの作成と普及

### 自立支援協議会

- ・地域自立支援協議会の未設置市町村が多く、地域の支援体制が構築されていない

※未設置市町村:50%(H19年12月1日現在)  
※都道府県自立支援協議会の設置箇所数:45ヶ所(20年5月20日現在)

- ・運営方法がイメージしにくいとの声があり、運営の形骸化が懸念

- ・地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化
- ・地域自立支援協議会設置・運営マニュアルの普及

### サービス利用計画作成費

- ・単一サービスや過大支給決定の状況も見受けられる
- ・ケアマネジメントがほとんど実施されていない(モニタリングが一部のみ実施)
- ・制度が複雑で理解不足、対象者限定などにより、サービス利用計画作成費の活用が不十分で(支給決定者が少ない)自立に必要な支援が進んでいない

※支給決定者:1,429人(19年4月1日現在)

- ・サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化・拡大

### 権利擁護

- ・虐待防止、権利侵害防止の支援体制が不十分

※成年後見制度利用支援事業の実施率:28%

- ・虐待防止、権利侵害防止のための制度的な整備

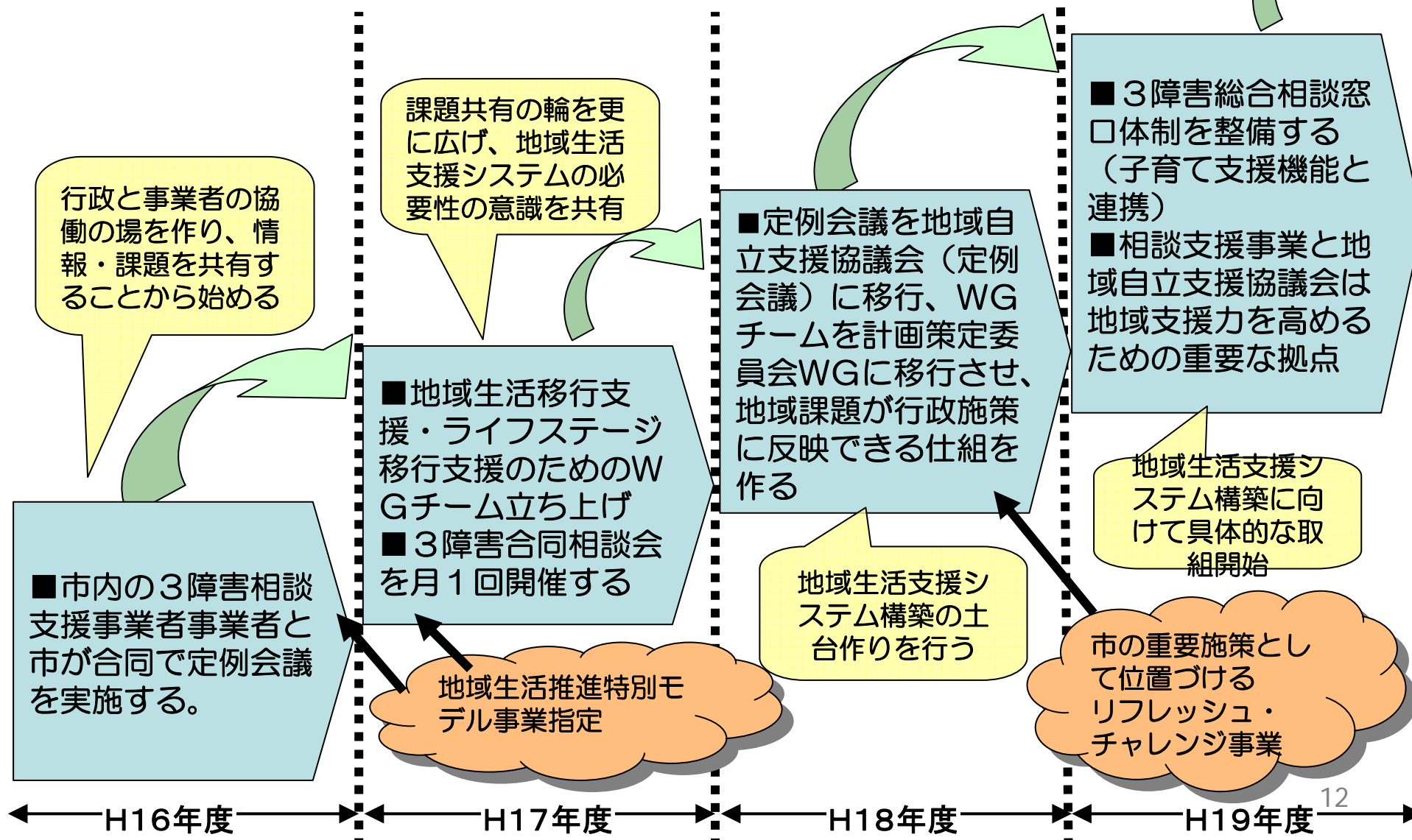
# 各地の実践事例

市町村職員セミナー(2008. 7. 23)より

広島県東広島市

# 相談支援体制ステップアップの過程

H20年度



# 東広島市障害者計画・障害福祉計画

## (1) 計画の基本理念

共に生きる

自分らしく生きる

地域共生のまちづくり  
～このまちで私らしく生きるために～

## (2) 基本方針

- ①共に理解し、ふれあう
- ②共に学び、活躍する
- ③共に支えあい、暮らす

## (3) 重点施策

- ①ライフステージ移行支援
- ②就労・社会参加支援
- ③住まいの支援と権利擁護

# 計画の推進体制

19年度予算要求と計画  
策定作業が同時進行・・・

## (1) 総合相談支援窓口を整備

障害の枠を超えた総合的な相談窓口設置  
子育て支援窓口併設

## (2) 地域自立支援協議会を核とする地域生活 支援体制を整備

市と委託相談支援事業者による  
自立支援協議会運営

事業立ち上げも関係者と  
一緒に知恵を出し合って・・・

## (3) 市民みんなで計画を推進

# 地域自立支援協議会

個別支援会議⇒個別のケースに応じた支援者会議



定例支援会議⇒関係者の情報共有・地域課題抽出

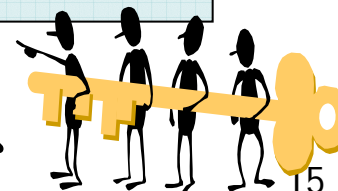


課題別会議⇒中長期的課題検討・プロジェクト会議



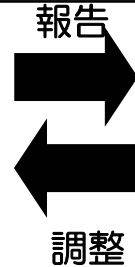
全体会議⇒社会資源提案・検討、評価

自立支援協議会は会議でなくプロセス



# 地域自立支援協議会

個別ケア会議  
(随時開催)



事務局会議  
(毎週月曜日開催)  
社会福祉課、障害者相談支援C

課題提起・運営

## 相談支援定例会議 (毎月第3木曜日)

指定相談支援事業者、発達障害者支援C、高次脳機能C、医療機関MSW、社会福祉協議会、就業・生活支援C、市発達障害支援CD、市就労支援CD、市児童福祉課、身体障害者専門相談員、福祉サービス利用支援員、家庭相談員等

## 定例支援会議 (毎月第4木曜日)

相談支援会議メンバー、教育機関(大学、小学校、幼稚園、特別支援学校等)、ハローワーク、施設、障害福祉サービス事業者、地域活動支援C、基幹型子育て支援C、保健所、市教育委員会、保健センター、産業振興課、支所担当課 等

全体報告

+

精神保健福祉分野

療育支援分野

地域生活支援分野

全体会議 (年2回程度)

課題別会議

プロジェクト会議

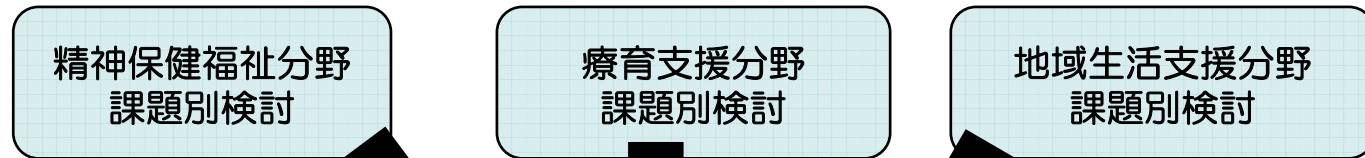


東広島市障害者計画策定委員会



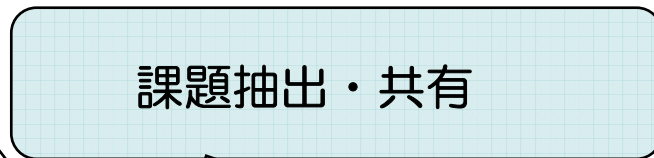
# 課題の共有から課題の解決へ

H19、9～H20、3月分野別会議で情報、課題確認

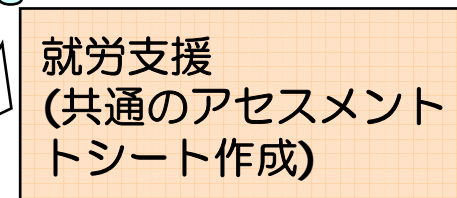
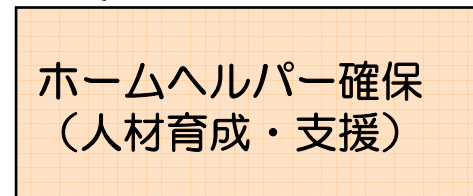
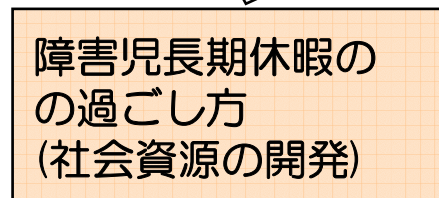
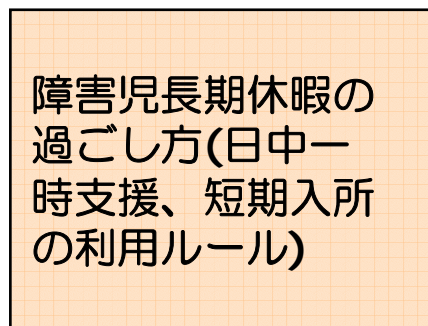


分野別  
メンバー

H20、4～6月課題別会議



課題別  
メンバー



## ケア会議で出た話

夏休みや放課後に障害児が過ごす場がない・・・  
日中一時支援事業に利用者が殺到し、争奪戦状態に・・・  
3時過ぎに学校から帰ってテレビかゲームで過ごす毎日・・・

### (保護者の思い)

- ・ 日中一時支援を利用したい
- ・ 学童保育中に地域開放のプールを利用したい
- ・ いろいろな体験をさせたい
- ・ 他の兄弟にも関わってあげたい

### (事業者の思い)

夏休みだけに支援が集中し、継続性がない  
サービス体制が人的にも質的にも不十分  
利用予約が早いもの勝ちになってしまう・・・

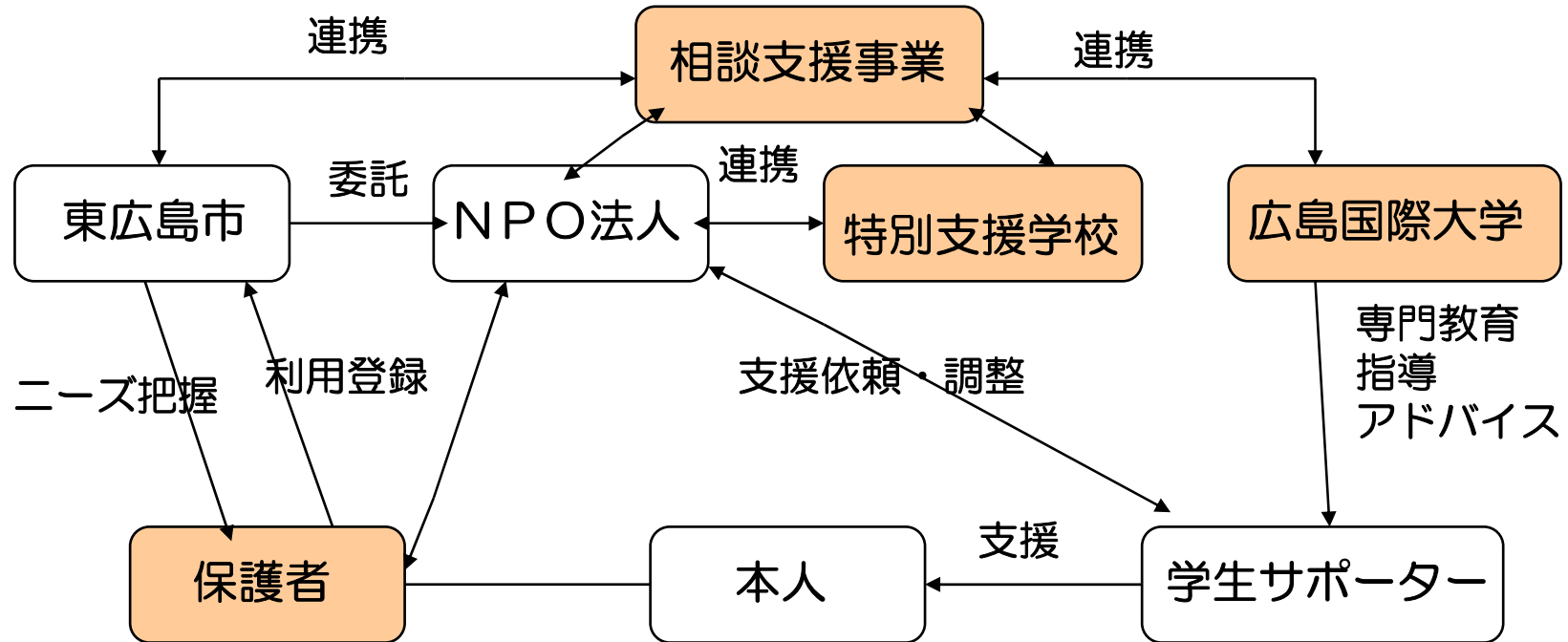
H18年度計画策定WG会議で地域課題として検討  
→障害者計画の重点施策に位置付けた  
→H19年度プロジェクト会議で具体的に内容検討

### 定例支援会議で地域課題の抽出整理

夏休みにニーズが高い地域プール利用対応  
障害児の活動の場を創出  
日中一時支援利用に関するルールづくり

# 大学生を活用して日中活動を支援する事業をつくろう

計画策定メンバー所属・・・



プロジェクト会議で内容検討し、**協働**で事業立ち上げ

# 事業に関わっている人たちの思い・・・

地域での学校の位置づけが変わり、この事業は絶好のチャンス。機が熟せば、多くの経験を持つ地域のお年寄りにも参加してらえる活動になれば・・・(黒瀬特別支援学校)

この事業は学生にとってもメリットがある。直接子どもたちと接することが何よりの勉強。この経験は就職してからも活かされるはず。子どもが学生の先生になってくれる。(広島国際大学教授)

84人中43人が登録、皆放課後の活動を熱望していたことを再認識した。学生とPTAと一緒に考えこの事業をステップアップさせたい。送迎についてもお互い助け合えないか、話す機会をつくろうと思う。(保護者)



最初は不安だったけど、今は目的を達成するための支援を意識するようになった。子どもの変化を見ながらどう支援するのがいいかを考え、支援も日々進化。学生も子どもたちと一緒に成長している。(サポーター)

今日は高校野球の話をお兄さんとしたんよ。お兄さん、かっこいいな。僕もやってみたい。(子どもたち)

計画策定に関わり、保護者や本人の思いが形になってとても嬉しい。この事業を私たちも大事に育てていきたい (WG委員・保護者)

秋田県湯沢市

## 湯沢市が重視した大切なこと

何度も様々な関係者・団体・機関との協議会や説明会を開催し、地域自立支援協議会が「**必要だよなあ**」という共通認識を高める意見交換会を行うことを重視した。



様々な現場の疑問や問題を提示していただき、事例を増やし、説得力をもって地域自立支援協議会の**必要性とあるべき姿**を作り上げていくことにした。

今まで何が問題であったのか、様々な疑問・矛盾・課題などを議論することにより、地域自立支援協議会で整理し、解決していく方向性が見えてくる。

# 秋田県湯沢市の取り組み 湯沢市の地域自立支援協議会の作り方

1. 地域自立支援協議会の必要性について議論する。  
⇒**熱く語る!**

- ・現状の問題点を徹底的に出し合う。
- ・行政からも素直に言わせていただく。

2. 地域自立支援協議会をどのように作るかをイメージしてもらおう。

3. 地域自立支援協議会の運営はどうする？

# 地域包括支援ネットワーク協議会の構成員 (議論した機関・団体等)





現状の問題点を徹底的に出し合う。(良い点・悪い点)

1. 個別にお集まりいただき議論した。

1. 入所系施設の集まり

2. 通所系施設の集まり

3. 企業や商工会・商工会議所の集まり

4. 相談支援事業所の集まり

5. 相談支援事業所と養護学校訪問学級の集まり

6. 身体障害者協会、精神障害者家族会、手をつなぐ親の会の集まり

7. 養護学校移行支援ネットワーク会議の集まり

## 2. 組み合わせでお集まりいただき議論した。

1. 入所系と通所系施設の集まり

2. 入所・通所施設と企業や商工会・青年会議所の集まり

3. 入所・通所施設と相談支援事業所の集まり

4. 相談支援事業所と行政の集まり

5. 相談支援事業所と精神障害者・虐待関係者の集まり

19年4月～12月まで9ヶ月間議論。地域の中の疑問・不満・問題がいっぱい詰まっていた。【どこで解決？】

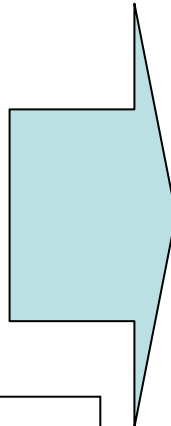
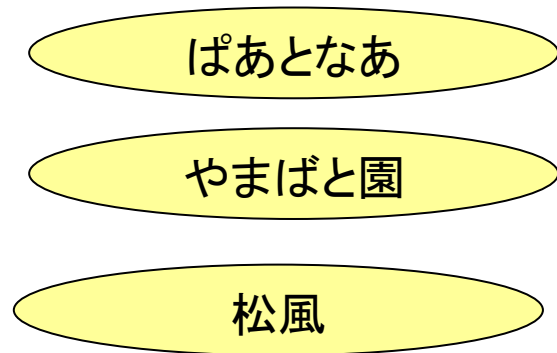
地域自立支援協議会が必要だ！という意識の共有ができた。

# 湯沢市地域包括支援ネットワーク協議会

「地域自立支援協議会」という名称では「地域」が満足できない。地域で様々な法律や制度が動いていますが、それは、制度別・年齢別という、地域内の意識が分けられて動いています。その弊害が、住民に寄せられています。そこで湯沢市は、地域の意識を「地域で包括して支援していくネットワークをつくろう！」という共通理念で協議会を作ることになりました。

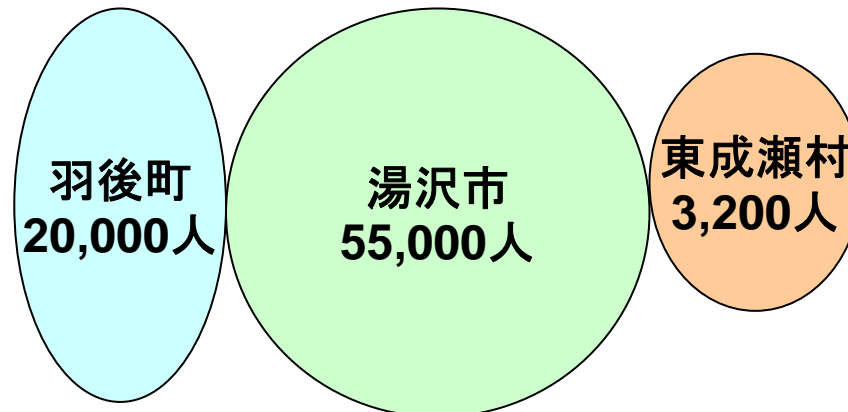
# 湯沢雄勝圏域 地域包括支援ネットワーク協議会の設立イメージ

## 第1ステップ 指定相談支援事業所連絡協議会の設立

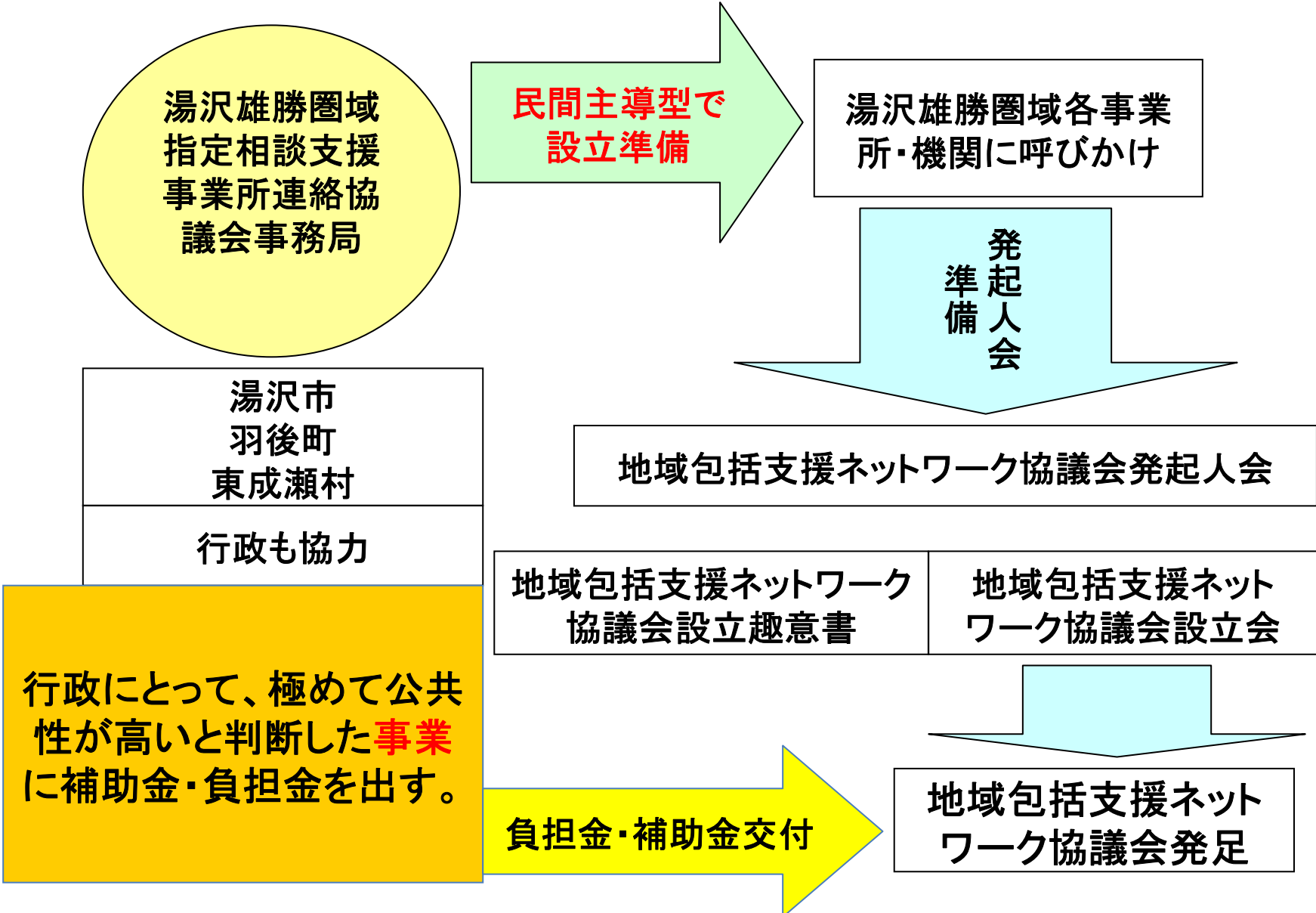


湯沢市 羽後町 東成瀬村	生活圏域 約8万人
相談支援事業要綱改正 相談支援事業(委託) 自立支援協議会(負担金・補助)	

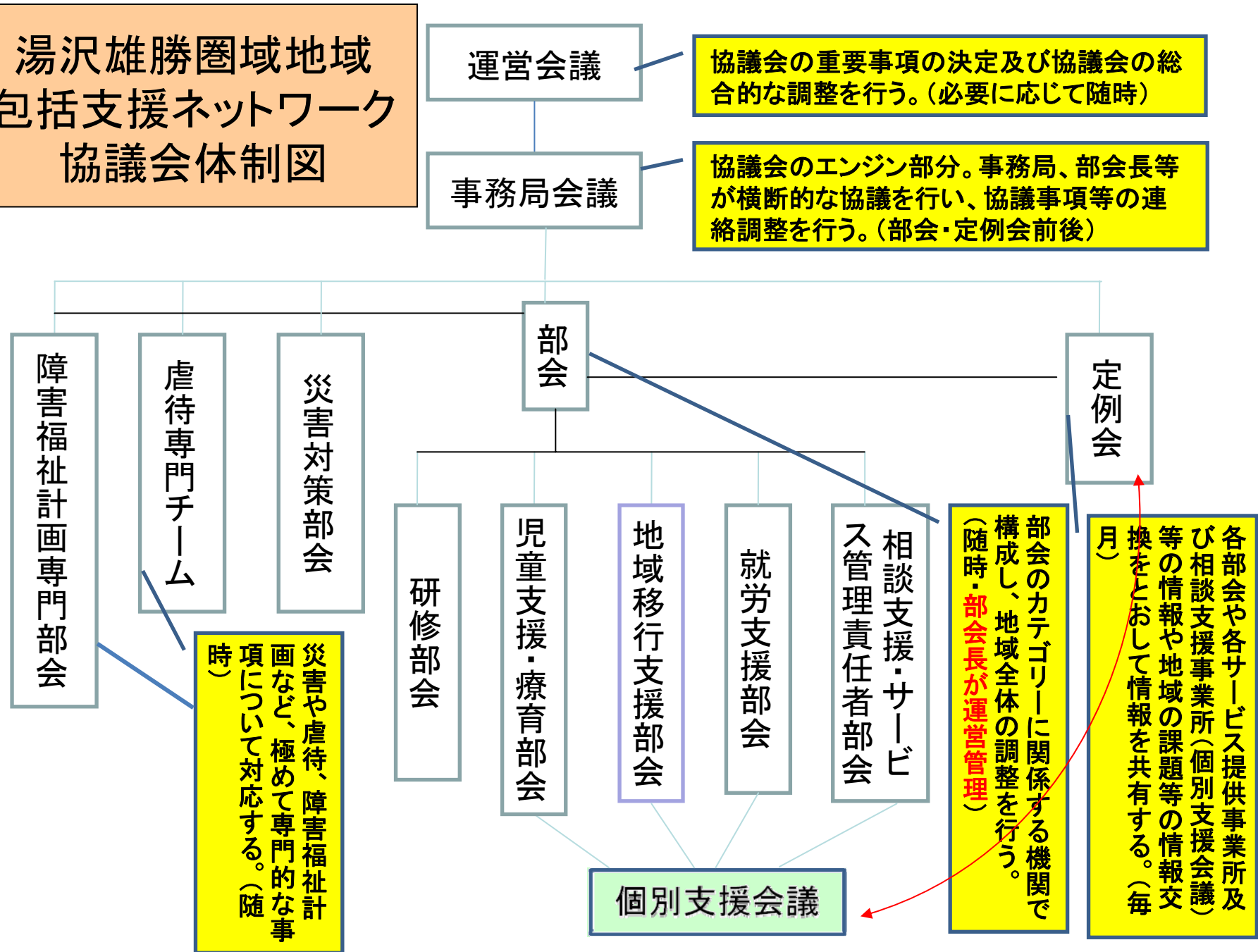
湯沢雄勝圏域指定 相談支援事業所 連絡協議会設立	指定相談支援事業所長 (相談支援専門員) 市町村課長 (担当者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯沢雄勝圏域指定相談支援事業所連絡協議会設置要綱作成</li> <li>・要綱の中に「地域自立支援協議会の事業」を入れる。</li> </ul>	



第2ステップ 地域包括支援ネットワーク協議会の設立発起人会



# 湯沢雄勝圏域地域 包括支援ネットワーク 協議会体制図



## 地域包括支援ネットワーク協議会の湯沢市の考え方

行政は散弾銃を撃ち、その反撃を見る。

行政主導にならない。脇役で、惜しみなく連携。

行政モデルを作らない。(設置要綱も作らない。)  
市長は委嘱状を交付しない。(融通がきかなくなるから)  
・委員を委嘱すると、臨機な会議・議論ができない。

自立支援協議会の独自ルールを決める。(設置運営要綱)  
・構成メンバーを自由にできること。  
・部会等は、部会長の臨機な判断で召集・運営ができること。  
・委員会や部会等の長の責任を明確にすること。(無責任の防止)  
・様々な部会等と横断的に連携・協議ができること。  
・記録は必ず残すこと。  
・事務局との連絡は密にすること。  
・はじめから、無理な理想はやめ、できることから。……等々

新潟県柏崎市・刈羽村



# 協議会があったので出来た支援

■ 19.9.19 自立支援協議会で中越沖地震の意見交換会実施

## (背景、目的)

行政と相談支援事業者で「支援者支援」の機会を設けるため、実施地震後二ヶ月間の活動や心情を吐露し合い、お互いの労をねぎらう「苦労話、改善点、地域の問題点、今の気持ち、上手くいった事例」を発表

## (意見交換要旨) 上手くいった事例

事業者同士の連絡体制ができあがり、各種団体の情報、支援策、義援金、ボランティア等をメンバーにメール、ロコミ等で伝達し、皆で利用した対応が困難なケースについて各事業所間で自主的に連絡を取り合い、安定した支援ができた

事業所で不要になった支援物資等を必要な事業所に配布した

複数の事業者で合同で入浴ツアーに行った

緊急的な短期入所、サービス決定など行政に相談しやすかった

協議会でできた“よい雰囲気”で臨時的なサービスが早く実現できた(入浴等)

養護学校等とも同じ目線で支援(一時受入)をしてもらった



がんばろう！ 輝く柏崎 ～さらなる未来へ～

# 「柏崎刈羽の自立支援協議会の 立ち上げ経過と現状」について

# 協議会の設立経過

平成17年11月 障害者自立支援法成立

平成18年1月 障害者自立支援法施行に伴う連絡会議 設置

以降、18年12月まで月一度のペースで会議実施

平成19年1月

～3月 相談支援事業者、行政で協議会素案の取りまとめ作業

平成19年4月 柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会 設置  
(柏崎市と刈羽村で共同設置)

平成19年7月9日 第1回柏崎刈羽地域障害者自立支援協議会 開催

# 連絡会議について

平成18年1月  
スタート

## 1. 会議設置の目的

- ・ 障害者自立支援法の勉強会（制度の周知、新体系移行...）
- ・ 3 障害の支援関係者間の顔合わせ
- ・ ケアマネジメントの普及（相談支援事業の周知と技術習得）

## 2. 参加メンバー

- ・ 居宅サービス事業者、知的入所施設、精神生活訓練施設、児童入所施設、福祉ホーム、グループホーム等（7事業所）
- ・ 地域療育等支援事業コーディネーター（1名）
- ・ 授産施設、福祉作業所（2ヶ所）
- ・ 医療機関相談室ワーカー（3ヶ所）
- ・ 行政（県振興局、柏崎市、刈羽村の障害福祉担当課）

新制度施行による不安の吐き出しと顔なじみの関係づくり

# 連絡会議の検討内容

— 第1回協議会（19年7月）開催までのプロセス —

ステージ	時期	検討内容	ねらいや効果
準備期	18年 1～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 法律を皆で学びあう</li><li>・ <b>各施設の現状報告</b></li></ul> →相談支援の必要性明確化	不安の吐き出し <b>顔なじみの関係作り</b>
始動期	4～6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者自立支援体制に向けた「地域課題整理」</li><li>・ 優先課題の抽出</li></ul> →支援体制モデル案①提示	グループワークを取り入れ、 <b>仲間意識</b> の基礎作り
活動期	7～9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ チーム別ワーキング</li><li>・ 協議→活動→まとめ</li></ul>	固定グループで仲間意識の確立
完成期	10～12月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援体制モデル案②提示</li><li>・ 案②の精度を高めるためグループ毎に協議</li><li>・ 支援体制モデルの確定</li></ul>	<b>仲間意識</b> の高まりをベースに濃密な議論展開
体制準備期	19年1～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織の役割、目的を明確化</li><li>・ 評価方法について検討</li></ul>	1年間の検討結果を協議会としてまとめの作業
体制完成期	4～6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 協議会の概要を関係機関等に説明</li><li>・ ワーキング等の活動計画案の説明</li><li>・ 中越圏域との調整について協議</li></ul>	協議会の体制イメージを全関係者で共有する作業を丁寧実施

# 協議会の目指すところ

(目指す姿、期待するもの)

「この仕組みを使ってドンドン新しい施策をつくり出していきたい」

「もはや行政のみのノウハウやサービス創出だけでは、限界感あり。財政状況等も考慮すると行政依存ではなく、民間も同じ目線で自ら取り組む時期に来ている」という認識あり。

では、そのために

- ① トップの協議会委員を事業所のトップ(理事長等)とし、現場で起こっている事、考えている事、新しい発想をまず理解してもらう
- ② 実際に協議会の舵取りは、現場で頑張っている代表からなる「サービス調整連絡会議」で行う
- ③ 特に①は19、20年度で効果的に行い、21年度移行は実践のため、スピード感を重視した仕組みに転換する
- ④ これらを実行するためのパートナーが「**相談支援事業者**」

# パートナーとしての相談支援事業者

(協議会の運営において“パートナー”として期待するもの)

## 1.多くの経験、体験から蓄積されたノウハウを地域に広める力

- ・個別支援会議への積極的な参加
- ・ケアマネジメント会の運営
- ・ワーキング活動でのリーダー

## 2.障害者に一番身近な立場として事態を伝える力

- ・サービス調整連絡会議、トップの自立支援協議会でのファシリテーター
- ・相談件数、傾向等の報告と分析

## 3.全体的な視点の中で、課題の優先順位付けを行える力

- ・サービス調整連絡会議、トップの自立支援協議会のテーマ選定

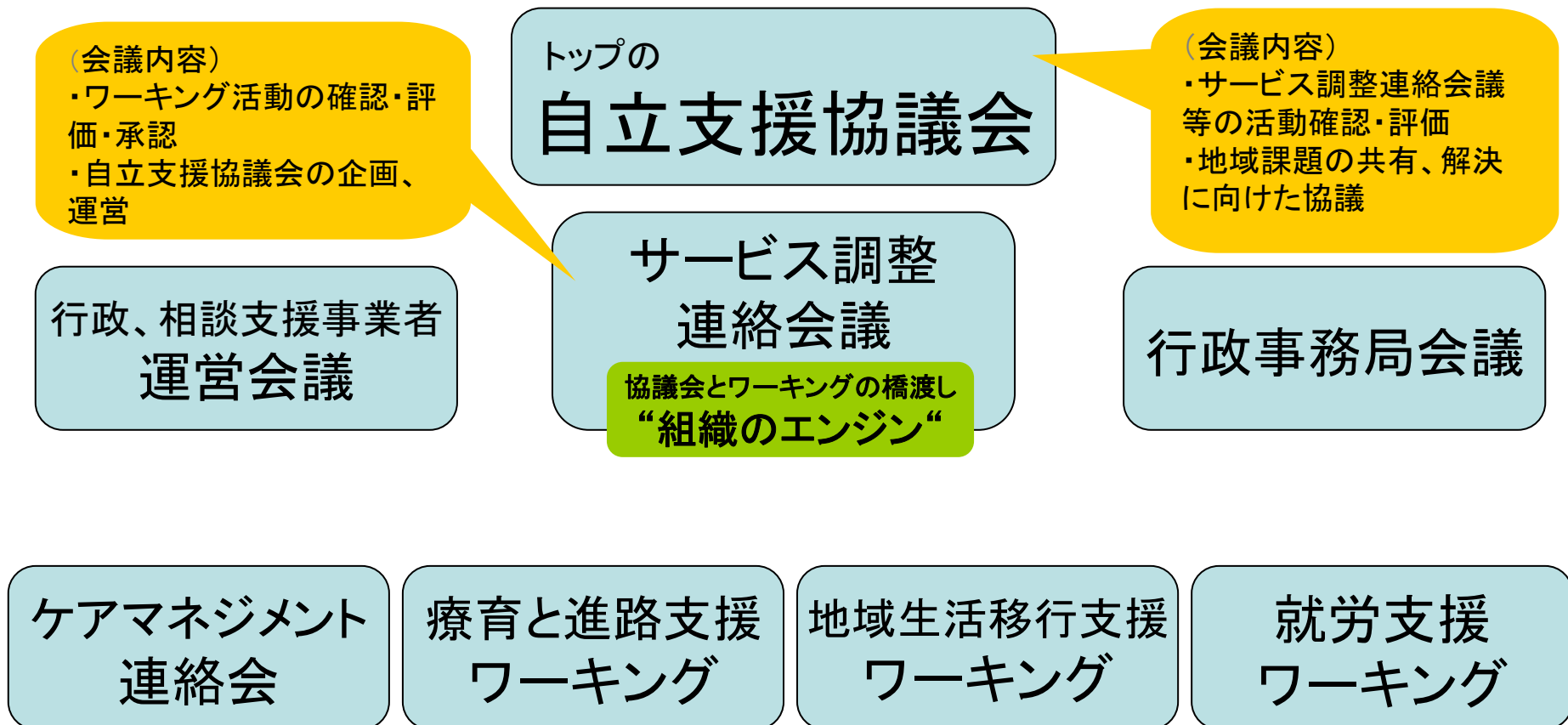
## 4.課題解決における客観的な視点を持つ力

- ・緊急性、将来への仕組み...どういった視点で課題に取り組むか

# 協議会の組織体系

※組織体制をまとめるに当たって留意した点

1. 連絡会議で積み上げた現場からの“声”を組織に反映
2. 柏崎刈羽地域内での問題、課題の解決力アップ
3. 平成19、20年度の2年間の活動に特化
4. 既存の活動との協調





トップの

# 自立支援協議会の歩み

(委員)

学識経験者、医療機関、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者代表、  
障害当事者、ハローワーク、商工会議所、特支教代表 (12名)

(主な検討内容)

第1回 19年7月9日

・協議会の目的、組織の説明

※19.7.16 中越沖地震

第2回 19年11月19日

・中越沖地震の振り返り(支援活動報告)

※20.1.8サービス調整会議で激震が走る

第3回 20年3月3日

個別事例を中心とした議論に転換！！

・地域課題の共有「在宅生活における24時間介護対応」

第4回 20年7月14日

・「在宅生活における24時間介護対応」への具体的対応策の提案

・地域課題の共有「障害者の移動の困難」

# 自立支援協議会の歩み



## 「サービス調整連絡会議」の歩み

(メンバー)

相談支援事業者3、障害福祉サービス事業者代表1、各ワーキング代表4、県振興局3、  
柏崎市刈羽村の担当11名 (21名)

(開催ペース、会場)

毎月第二火曜日午後1時30分～、会場も元気館の会議室を通年予約

### 20.1.8サービス調整連絡会議

「今やってることって、現実と全然関係ないよね...」

「1年前に話し合った課題って話をしたことないね」

「どうやったらサービス改善につながるか分からない」

今後の進め方の大きな転機に

<これまでの話題は...>

- ・組織の機能や役割のイメージ化
- ・会議ルール、報告様式の決定
- ・ワーキング活動の計画検討
- ・相談支援の報告等もなし

...会議の在り方論、組織のイメージ化  
のやり取りに終始

× 個別事例から離れてしまった

# ここまでを振り返り...協議会運営の工夫

## 1. 個別事例を中心とした議題、テーマの設定

- ⇒トップの協議会で定例議題にする
- ⇒進行役を相談支援事業者の輪番制へ

## 2. トップの協議会で法人トップに現実を分かってもらう

- ⇒各所属内でのスムーズな話題の広がりを
- ⇒仕事に反映させる

## 3. ワーキング⇔サービス調整会議⇔協議会の関係性を事例により強固にする工夫

- ⇒事例が協議会の血液「事例が流れるイメージ」共有

## 4. 「事例」の意味を整理し、使い分ける

- ⇒地域課題としての「事例」と処遇検討を要する困難「事例」

## 5. 協議のプロセスを可視化し、参加者全員で共有する

- ⇒トップの協議会は傍聴自由、広い会場で夜間開催に

## 6. 20年度は具体的な成果にこだわる年に

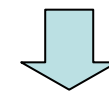
- ⇒具体的な対応策をトップの協議会に提案

## 7. 障害福祉分野を超えた広がりを意識

- ⇒地域資源の捉え方の再認識



第2回協議会の様子  
(19.11.19)

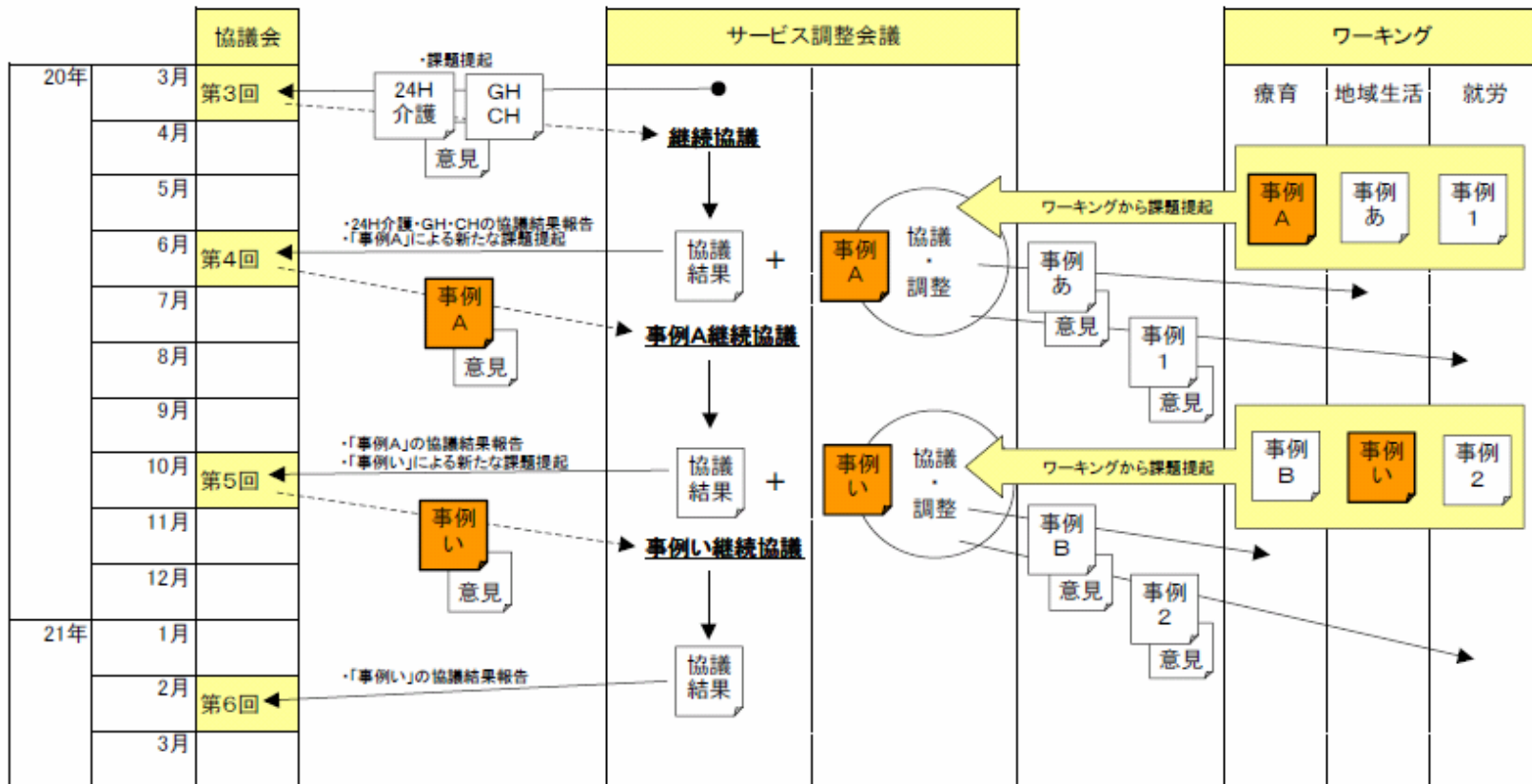


第4回協議会の様子  
(20.7.14)

# (参考) 事例の流れるイメージ

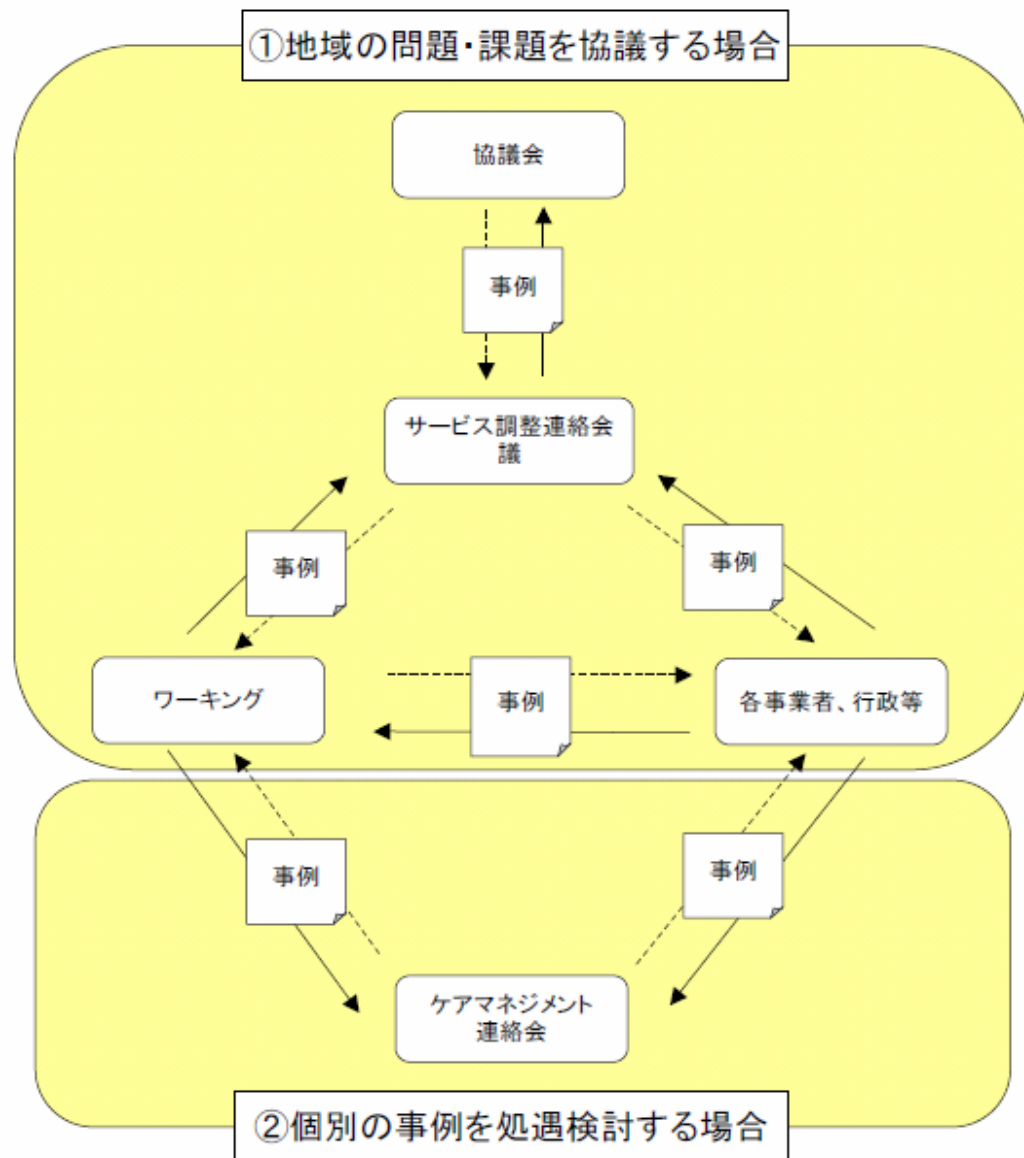
○事例が“流れる”イメージ2

## ①地域の問題・課題を協議する場合



参加者、ワーキングの発言がきちんと取り上げられる仕組み

# (参考) 事例の意味合いの整理と使い分け



会議で論点が  
ぶれないために

困難事例も相談支援  
事業者からなる  
ケアマネジメント連絡会  
で寄り添う

# 參考資料

# 地域自立支援協議会のステップアップ指標（案）

	相談支援体制	行政の関与	協議会の運営
第1段階	専門的相談窓口が明らかでない (どこに相談したらよいか分からない)	窓口対応だけとなっていて相談支援の重要性を理解していない	協議会が設置されていない
第2段階	相談支援事業が実施されているが窓口対応、電話対応のみとなっている	事業者や関係団体と意見交換をして実態の把握が少しずつ出来始める	協議会は設置されているが形骸化している
第3段階	相談件数も増え始め個別支援会議が開催され始める	個別支援会議に出席し連携を始める	協議会が定期的開催され情報共有が活発化し始めている
第4段階	個別支援会議が当たり前のように日常的に開催されている、また積極的な訪問相談が行われている	個別事例に確実に関与し、協議会の事務局機能を持つ	情報共有が活発になり専門部会等の取り組みも具体化され、協働体制が整う
第5段階	相談窓口にアクセス出来る利用者のみならず、きめ細やかに対応し全ての利用者の状態を把握している	施策の立案と推進機関として協議会の重要性・必要性を十分認識している	新たな社会資源が開発され、施策の提言ができはじめる

# 協議会の機能強化に向けて その阻害要因から解決手順を明らかにするための要因例

1	相談支援事業が委託で実施されていない
2	相談窓口にアクセスできる利用者だけを相談対象にしてアウトリーチしていない
3	委託相談事業が法人敷地内に設置され活動が不透明
4	個別支援会議が開かれていない、開かれていたとしてもサービスの利用調整のみに終始している
5	一部の事業者が利用者を抱え込み協議会に非協力的(事業者にモチベーションがない、相互の信頼関係、協力関係がない)
6	サービスの社会資源量が少ない
7	構成員が協議会を要求交渉の場と捉えたり、新たな社会資源の創出をあきらめ評論家的になっている
8	行政が自立支援協議会のイメージが出来ず消極的な姿勢となっている
9	協議会で協議すべき項目、論点が明確に出来ず、中・長期目標が設定されない
10	事業のモニタリングが不十分で、質の向上を疎んじている



# 自立支援協議会の活性化にむけて

—いくつかの自治体から聴き取り結果から—

## 【形骸化の原因】

### 【遭難型】

・相談支援事業が適正に実施されず、議題の素材が精選されないまま開催され、見通しが持てていない。

### 【陳情型】

・構成員が既定の団体中心になり（障害福祉計画策定委員会の看板換え等により）、協議会が陳情、団体交渉の場となっている。

### 【行政主導型】

・担当部課長が会長になるなど、行政主導になり、形式的な議事進行と協議内容になっている。

事務局機能の強化  
アドバイザー事業の活用

## 【今後の取り組み】

### 【アプローチ1】

・相談支援事業の充実と強化  
・個別支援会議の開催

### 【アプローチ2】

・相談支援事業、団体と行政との協議  
・スキームの検討

### 【アプローチ3】

・構成員を柔軟に再編成  
・議事内容の調整

# アドバイザーの選任プロセスと業務(例)

選任方法

- 都道府県自立支援協議会で選任の例
  - ・ 相談支援事業のネットワークから推薦名簿を得る
  - ・ 地域自立支援協議会で承認され、圏域の協議会で推薦される

アドバイザーの選任・承認(契約)には、業務内容の確認が必要

## 〔事業内容の例〕

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域では対応困難な事例に係る助言
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助  
(例:権利擁護、就労支援などの専門部会)
- ・ 広域的課題・複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 地域の相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助 等

## 〔業務内容の確認例〕

- ・ 月当たり何日活動するのか
- ・ エリアはどこか(各市町村にどの程度訪問できるか)
- ・ 個別支援会議に出席するのか(困難事例への助言は可能か)
- ・ 地域自立支援協議会に出席するのか(システムの立ち上げ援助)
- ・ 活動時に市町村と協議を行うのか、何を報告するのか(システムの立ち上げ援助)
- ・ 相談支援従事者研修の企画立案運営に関与するのか(人材育成)
- ・ 各圏域、各地域の実践や課題をどこで誰と分析し解決に向けた実施方法を示すか
- ・ 都道府県自立支援協議会にどのように参画するか

# その他関係資料

# 障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

## <見直しの4つの基本的視点>

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

### 1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

### 2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

### 3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

### 4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

## 5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

## 6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

## 7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、以下の3案を踏まえ、さらに検討が必要
  - (第1案) 市町村。(この場合児童養護施設等への入所と実施主体が異なるという課題あり。)
  - (第2案) 措置は都道府県、契約は市町村。(この場合、措置と契約で実施主体が異なるという課題あり。)
  - (第3案) 当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

## 8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

# 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(抄)平成20年7月22日

## 4. ライフステージを通じた相談支援の方策

### (1) 市町村を基本とした相談支援体制

- これまで、子どもの年齢別に応じて支援策を検討してきたが、子どものライフステージを通じた相談支援の方策についても、一層の充実を図っていくことが必要である。
- まず、障害児の親子の相談支援について中心的な役割を果たす機関としては、平成17年度から児童福祉についての一義的な相談を行う者が市町村とされたことや、障害者の一般的な相談支援事業について市町村が行っていることを踏まえれば、市町村がその役割を担うべきものである。
- その上で、都道府県が、児童相談所、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業の実施によって、広域的・専門的な支援を行い、市町村を支えていくべきである。

さらに、障害児通園施設等の障害児の専門機関が、市町村の相談支援を支える機関としての役割を果たしていくことが考えられる。

このように、市町村を基本として、それを障害児の専門機関や都道府県が支える重層的な相談支援体制を、都市部や町村部などそれぞれの地域の実情に応じて、構築していくことが適当と考えられる。

- その際、相談支援については、身近な市町村を基本としつつ、各地域ごとに、それを担う専門的な人材を確保、養成していくことが必要である。
- 特に、障害児の専門機関が、通所施設等の機能に加え、保育所等への巡回など外に出て行って療育や相談支援を行ったり、障害児や発達上支援が必要な子どもについての相談支援を行ったりすることにより、地域全体の相談支援の充実が図られると考えられる。
- また、相談支援については、例えば保健センターなど、障害児の親子にとって身近な敷居の低い場で行われることが必要であり、また、「気になる」という段階から相談支援を受けやすいようにしていくことが必要である。

このため、例えば、障害児の専門機関が外に出向いていたり、あるいは、障害児の専門機関を気軽に行きやすい所とするために、名称を「子ども発達センター」のように改めたりといった工夫が必要と考えられる。

- 小規模な町村においても、障害児の専門機関と連携を図ることにより、身近なところで専門的な相談支援が受けられるようにする、あるいは町村への相談を専門的な相談支援につなげる体制を地域の実情に応じて築いていくことが有効と考えられる。



# 障害児支援の見直しに関する検討会報告書(抄)平成20年7月22日

## 4. ライフステージを通じた相談支援の方策

### (2) 関係者の連携の強化

- 障害児には、その時々に応じて、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な関係者が支援を行うことが必要であり、地域自立支援協議会の活用(子ども部会の設置)等により関係機関や関係者の連携システムを構築していく必要がある。

また、個人情報取り扱いに留意した上で、要保護児童対策地域協議会や特別支援教育のための協議会等と連携を図っていくことも必要である。

### (3) 移行期における支援

- 特に、就学前から学齢期への移行時、進学時、卒業時などにおいては、支援のつながりが途切れるおそれがあるので、切れ目が生じないように関係者の連携を強化し、移行支援を図っていくことが必要である。例えば、保育所等と小学校・特別支援学校が、交流、相互訪問、情報共有、相互理解に努め、積極的な連携を図っていくことが必要である。

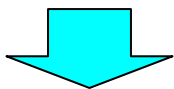
### (4) 個別の支援計画の作成と活用

- 関係者の連携を図り、子どもの成長に応じて途切れなく障害児の親子を支援していくためには、ケアマネジメントの観点から、障害児について保健、医療、福祉、教育、就労等の各支援者がどのような役割分担の下でそれぞれ支援していくかの「個別の支援計画」づくりや、関係者による支援会議の開催を進めていくことが必要である。
- 今後、障害児本位のサービス利用の観点から、保護者の意向に基づき、障害児のサービス利用決定の際などに、個別の支援計画づくりや関係者による支援会議の開催、モニタリングの実施を進めていくことが必要である。その際には、サービス利用計画作成費を活用するなどにより、特に障害の発見時や入学時、進学時、卒業時などの節目において重点的な支援を行っていくことが必要である。
- また、学齢期においては、障害児のサービス利用決定の際などに作成する個別の支援計画や、学校等が作成する個別の教育支援計画について、関係機関の連携・協力により作成・活用することにより、保健、医療、福祉、教育、就労等の各分野の連携を強化していくことが必要である。
- さらに、一貫した支援のため関係者で情報を共有化していくことの重要性に鑑み、個人情報保護に留意しつつ、保護者の同意をとるなどの対応をした上で、障害児についての個別の支援計画や支援の情報を関係機関で共有していくことを促していくことが必要である。例えば、支援の情報をファイルしたものを保護者が所有し、更新していったり、関係者による支援会議で情報を共有したりといった工夫が考えられる。

# 精神障害者地域移行支援特別対策事業 (新規)(17億円)

## 精神科病院・ 関連施設内

精神科病院



## 福祉施設

福祉ホームB型  
地域移行型ホーム  
等

働きかけ

### 地域体制整備コーディネーター

- 退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整
- ・病院・施設への働きかけ
- ・必要な事業・資源の点検・開発に関する助言、指導
- ・複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言 等
- ・個別の支援計画の作成への助言指導



## 病院・施設から退院し 地域移行する個人への支援



### 地域移行推進員（自立支援員）

- ・精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・個別支援計画作成と計画に基づいた院外活動に係る同行支援等直接支援
- ※ 必要に応じピアサポートなどを活用

連携

連携

## 地域生活

働きかけ  
精神障害者の地域生活  
に必要な事業(例示)

### 日中活動の場

- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援・  
就労継続支援
- ・地域活動支援センター等

### 住まいの場

- ・グループホーム
- ・ケアホーム 等

- ・相談支援事業
- ・居住サポート事業
- ・ピアサポート 等

・訪問看護

その他活用可能な社会資源

(主として市町村が整備することを想定)

## 地域自立支援協議会



# 相談支援充実・強化事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法の定着を図るため、「特別対策」として、①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への移行等のための緊急的な経過措置を講じてきたところであるが、一部の障害者等に情報が周知されていない状況が見受けられる。

以上のことから、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの報告書においても、相談支援事業に対する支援措置について提言を受けていることから、相談支援の充実・強化を図るための支援措置を行うことを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県又は市町村（指定相談支援事業者等である社会福祉法人等へ委託可）

### (2) 内容

障害者等に対して、これまで講じられてきた特別対策の内容や地域における障害福祉サービスの状況等の障害福祉施策に関する情報をきめ細かく周知するために、以下の事業等を実施する。

① 障害者等に対する障害福祉施策に係る説明会・相談会の実施

② 自宅にひきこもり障害福祉サービスに繋がっておらず、障害福祉施策に関する情報が行き届いていない障害者等に対する家庭訪問の実施

③ その他障害福祉施策についてきめ細かく周知する等、相談支援の充実・強化を図るための事業

(3) 補助単価 1市町村あたり 1,700千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 20年度

## 5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 既存の障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業を活用する等により、障害者にもわかりやすいパンフレットを作成する等して、制度の一層の定着を図ること。
- (2) 障害者等に対して、障害福祉施策に関する情報が行き届かないことがないよう、きめ細やかな相談支援を実施すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、地域自立支援協議会を活用して、障害者等の状況把握の方法や支援台帳の整備方法について検討する等、継続的に相談支援を提供できるよう留意すること。

## 6 事業担当課室・係            障害福祉課相談支援係

# 個別訪問による相談支援の実際例(竹原市)

広島県竹原市の概況

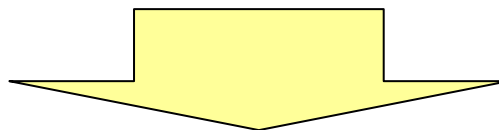
人口: 30,712人(高齢化率29.2%)

障害者数: 2,252人(身体1,820人、知的239人、精神193人)※2,007. 4. 1現在

- 【実施内容】
- ①分かりやすいパンフレットの作成
  - ②説明会の実施(民生委員、地域、当事者等に寸劇を交えて)
  - ③家庭訪問
  - ④相談支援の実施
  - ⑤検証会議

【結果】 支援機関につながっておらず日頃から気になっている人 365件

相談窓口があることを知っていた人	144 / 365	(39.5%)	→該当しない者 (人口の0.5%)
相談希望者	50 / 365	(13.7%)	



- ・何らの支援機関等にもつながっていない在宅障害者への情報提供とニーズ把握が出来た
- ・広く市民に相談支援窓口、サービス等の施策の周知がはかられた
- ・地域福祉の核となっている民生委員に周知でき、関係者間の連携が始まりシステムづくりの第1歩となった
- ・サービスの利用増を予想したが、実際は少数にとどまり、一義的には相談支援事業とのつながりこそが求められていた

平成19年度障害者保健福祉推進事業「全ての障害児者に対する情報提供システムの検討と新たな支援対象者の支援プログラム作成のための手法に関する研究事業」報告(2008年3月:広島県竹原市自立支援協議会)より